

令和7年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金の第2回公募について

1 事業の目的・概要

本事業は、県内農場の国際水準GAP認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等を対象に、新規の認証取得に必要な審査費用や環境整備費用等の補助を行うことを目的に実施します。

2 事業実施主体

農業者、農事組合法人、農地所有適格法人

※個別認証取得に係る取組を支援します。

団体認証の取得を目指す団体等、農林水産省のGAP団体認証取得等に係る支援事業の補助対象要件に合致する場合は本補助金の交付対象外となります。

3 事業内容

下記の(1)～(3)の取組を支援します。ただし(1)は必須とします。

(1) 認証審査

新規のGAP認証取得に必要な審査の受審の取組

(2) 認証取得に係る環境整備

GAP認証取得に必要な次のアからウに掲げる取組

ア 残留農薬検査、水質検査等

イ ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステムの導入。ただし、ICTシステム導入のための初期設定料（ICTシステム機器の購入・リース費用を除く。）及びシステム利用料に限ります。

ウ 設備改修資材の導入の取組。ただし、農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除きます。また、取得単価が50万円未満のものに限るものとします。

(3) 研修指導の受講

GAP認証の取得に必要な研修指導の受講の取組

4 補助率

事業費の定額（支援額の上限は下表のとおり）

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注1) 上限額は税抜き額になります。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができます。

認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、支援額の上限を5千円とし、認証審査または研修指導の受講1日に要する旅費に限り実費の1/2の範囲内で支援するものとします。

5 応募方法

(1) 申請方法

申請しようとする事業実施主体は、千葉県農業生産工程管理推進事業実施要領5の(1)の規定により、以下の書類を作成し、電子メール、御郵送、御持参にて提出してください。

(2) 提出書類

- ア 事業実施計画承認申請書 (別紙様式第1号)
- イ 事業実施計画書 (別紙様式第2号)
- ウ 事業実施主体の概要 (別紙様式第3号)
- エ 誓約書 (別紙様式第4号)
- オ 構成員名簿 (別紙様式第5号)
- カ 見積書
- キ その他、知事が必要と認める書類

(3) 公募期間

令和7年7月28日(月)から8月22日(金)午後5時まで
※期限厳守。郵送の場合は必着となります。

(4) 提出先

別表1に記載する所在の地域を所管する農業事務所企画振興課

6 選定方法

提出された応募書類は、環境農業推進課において審査を行い、実施要領5の(3)の規定により、予算の範囲内で採択します。

7 留意事項

- (1) 補助事業の実施に当たっては、「千葉県農業生産工程管理推進事業補助金交付要綱」及び「千葉県農業生産工程管理推進事業実施要領」に基づき実施していただきます。
- (2) 支援対象となるGAP認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPとします。
- (3) 既に(2)に挙げるいずれかのGAP認証を取得している場合、同認証の同カテゴリー(分類)の取得に係る経費は補助の対象外です。

例)

現状	取組内容	補助対象の判断	
品目:キャベツ(分類名:青果物)でJGAPを取得している	新たにとうもろこし(分類名:青果物)でJAPを取得する	×	同認証、同カテゴリー(分類)での認証のため
	新たに米(分類名:穀物)でJGAPを取得する	○	同認証だが、異なるカテゴリー(分類)での認証のため
	新たにキャベツ(分類名:青果物)でGLOBALG. A. P.を取得する	○	異なる認証のため

- (4) 事業実施年度を含めた3年間は継続して認証を取得することを確約する者であることを条件とします。
- (5) 認証の更新・継続に係る経費は補助の対象外です。

別表1 提出先

応募書類の提出先は、下記の県農業事務所企画振興課です。

事務所	管轄地区	住 所	電話番号・メールアドレス
千葉	千葉市・習志野市 市原市・八千代市	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 473-2	043(300)1985 chibakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
東葛飾	市川市・船橋市 松戸市・野田市 柏市・流山市 我孫子市・鎌ヶ谷市 浦安市	〒277-0861 柏市高田 990-1	04(7143)4121 hkn-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
印旛	成田市・佐倉市 四街道市・八街市 印西市・白井市 富里市・酒々井町 栄町	〒285-0026 佐倉市鐺木仲田町 8-1	043(483)1129 inbakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
香取	香取市・神崎町 多古町・東庄町	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11	0478(52)9192 katoriacks@mz.pref.chiba.lg.jp
海匝	銚子市・旭市 匝瑳市	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	0479(62)0156 kaitiiki@mz.pref.chiba.lg.jp
山武	東金市・山武市 大網白里市 九十九里町・芝山町 横芝光町	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	0475(54)1122 san-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
長生	茂原市・一宮町 睦沢町・長生村 白子町・長柄町 長南町	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	0475(22)1751 chouseiafc02@mz.pref.chiba.lg.jp
夷隅	勝浦市・いすみ市 大多喜町・御宿町	〒298-0212 大多喜町猿稻 472-2	0470(82)4956 isuminou@mz.pref.chiba.lg.jp
安房	館山市・鴨川市 南房総市・鋸南町	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470(22)7131 awa-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
君津	木更津市・君津市 富津市・袖ヶ浦市	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	0438(25)0107 kiminou-k@mz.pref.chiba.lg.jp